「第7次福島県総合教育計画(中間整理)」に関する意見とその対応について(パブリックコメント)

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
1				計画全体	(理田) 様々な力を学びによって習得しますが、障害を持つ持たないに関わらず、それぞれに応じた学び(機会)は大切です。そこで学んだ力は諸課題解決のためだけではなく、各人の生きがいを持った生活に繋がっていくからです。人生100年時代と書かれているとように、一人も取りこぼすことなく福島県は(豊かな人生に)進めていただきたい。そのためにまい人数学級の拡大と特別支援教育の拡充は必須と思います。	ご指摘の点については、少人数学級の拡大については、施策6「□ 少人数教育の充実」に記載しております。本県では全国に先駆けて30人学級及び30人程度学級を導入してきたところであり、今後も、よりきめ細かな指導に取り組んでまいります。また、特別支援教育の拡充については、施策3「□ 地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」に記載しており、「多様な学びの場」の充実・整備について、今後も進めてまいります。
2	1	2	8	はじめに	福島県内の学校に「教員が考える時間」の確保は可能なのか? 「長時間労働等によって教員の健康が損なわれ、授業準備や日々の研さん、研修に時間を割くことができない状況に陥っている」との記述。長時間労働等が「授業準備や〜時間を割くことができない」原因とも読み取れる文章である。修正が必要。長時間労働は授業準備・研さん・研修に時間を割くことができない原因ではない。もし、労働基準法が適用される教員に勤務時間外での研さん・研修を期待しているのであれば、大きな誤りである。教員の献身性に甘えていてはSDGsが危ぶまれる。(P9:L27~の記述も同様:要検討) 福島県の学校モデルは、明治の学校制度創設期:知識伝達型モデルから大きく変化していない。そもそも授業準備・研さん・研修等「教員が考える時間」を必要としないモデルがベースになっている。わかりやすいのが小学校モデルで、教員の拘束時間8時間30分(休憩45分含む)のうち、児童が在校し教員が児童管理を要する時間がほぼ7時間30分。のこり1時間で何ができるのか、という状態が現実である。今次計画では「学びの変革」を大きく掲げている。これは、近代学校モデルからの変革を伴うものであり、教職員の大幅増等の予算措置が必要である。第4章:施策の展開:施策1(P18:L3~)に具体的な方策が見えない。これで「学びの変革」は可能なのか。大幅な予算措置が不可能なのであれば、最低でも、学校最大の教育環境としての教員に「考える時間」の確保が必要である。	p.2 7行目 (略)ことこそが学校の役割であり、 <u>膨大な業務によって教員の</u> <u>健康が損なわれかねない状況、</u> 授業準備や日々の研さん、研 修に時間を割くことができない状況に陥っている(以下略)
3	1	3	8	1計画策定の趣旨	齬をきたしている部分が目に付く。例、15ページ。地震・津波被害により福島らしさが出てきたことになっている。一方で原子力災害が福島らしさを生んだと13、14ページで書いている。) 文部科学省は、「東日本大震災」という言葉は、原子力災害を含むものとしている。	ご指摘のとおり、東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害は、平成23年4月1日の閣議了解により「東日本大震災」と呼称されております。しかし、避難や賠償、放射線への考え方の違い等による県内外での様々な分断や深い溝は原子力災害が大きな要因であり、その困難な状況において対話と協働により克服しようとしてきた点も「福島らしさ」の一つであります。原子力災害が要因と考えられる点については、このままの表現とさせていただきます。
4	1	4	4	4計画の進行管理	s)に反する。	「頑張る学校応援プラン」は、頑張っている学校を応援するために、その年度に県が重点的に進める取組をまとめたものです。本計画においても、毎年度具体的に実施する取組を明らかにするものとして作成する予定ですが、その名称については今後検討いたします。
5	2	9		2(2)課題に関する要因 分析【教育環境につい て】	教員の「時間外勤務時間」が法改正により制限された事実を明記する 労働基準法が改正され時間外労働の限度時間が規定されたことに伴い、公立学校の 教職員の「時間外勤務時間」も制限された。教員が自発的に勤務時間外の活動を行うこ とが困難になった。これは近年における学校をめぐる最大の変化である。 この大きな変化を県民に広く周知するためにも明記が必要である。	

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
6	2	9		分析【教育環境について】		
7	3	14	5	しに多体性を力に変え 2数本 山		県としても放射線・防災教育を推進してまいりましたが、今後は 震災の記憶の継承を重視し、震災学習の取組全体を強化して
8	4	19	20	施策2 (基本的方向性)		る時間」も確保されると考えております。まずは、働き方改革の 推進が必要であり、勤務環境を整備し、時間を確保することの 重要性については理解しておりますが、確保された時間をどの ような活動に費やすのかについては、各学校や教員のおかれ ている状況によって異なると考えております。 (修正案)
9	4	19	22	施策2	施策2では、今までの学校の在り方を変える(変革)ことによって、教員の力、学校の力を最大化にするとし、主な取組を4つあげている。しかし、現在の多大で煩雑な業務量と人員不足の中では、計画の実現は困難である。実現を本気でめざすのであれば、業務の削減及びスクラップアンドビルドを確実に実施し、人員の確保に努めるなど、労働条件の改善をしなければならない。	教職員には労働基準法は適用されず、地方公務員法及び教育 公務員特例法等が適用されます。また、「献身的な努力」の趣 旨は、勤務時間外の労働をたたえる趣旨ではありませんが、誤 解をまねく可能性があることを踏まえ、以下のとおり修正いたし ます。 なお、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関す る特別措置法」に基づく指針を踏まえ、働き方改革の推進を行

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
10	4	20	1	【土な収組】 	これからの「学校の在り方」に関する県民との対話を行う機会が必要 前述したとおり、「学校の在り方の変革」は「学びの変革」を含めて、近代学校モデルからの進化である。子ども・保護者はもとより、地域・県民全体を巻き込んだ議論が必要である。教育委員会を中心として、県民との対話をメインとしたキャンペーンを展開する必要がある。 また、法の改正による教員の「時間外勤務時間」の制限、答申「教師の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で」の業務を行うことを適正に実施すれば、学校の中で様々な工夫を行ったとしても、これまで同様の学校での教育サービスの創出は物理的に困難である。この問題をどうするか、これまで教員や学校が担っていたサービスをどこが担い、誰が、どのように行うのか、といった議論が必要である。 本計画策定のための懇談会のように、開かれた「学校の在り方」懇談会を開催し、県民の意見を取り入れた「福島ならではの学校モデル」の策定が望まれる。	「多忙化解消アクションプラン II 」に掲げた取組を行うことにより、「教職員の働き方改革」を推進し、質の高い教育活動を展開できるように努めてまいります。
11	4	20	2	施策2 【主な取組】 教職員の働き方改革の 推進	給特法の一部改正により、時間外勤務の上限時間(月45時間 年間360時間以内)が法的根拠をもつようになった。第7次県総合教育計画には、「給特法に基づく指針等を踏まえ、働き方改革を推進する」と明記されてる。つまり、県総合教育計画の働き方改革を推進するためには、上限時間の遵守は不可欠である。 県教委が公表した令和2年度の勤務実態調査で、全校種で最も時間外勤務が多い中学校では、月45時間超の教員が全体の約71%、月80時間超えが約31%と公表されている。県は令和12年度の目標として、これらの大幅な削減をめざしている。しかし、今の学校現場の状況で、目標を達成できるとは到底思えない。小学校では、教員のほとんどが学級担任のため1日5~6時間の授業が当たり前となっており、授業を除いた残りの1時間程度の勤務時間で教材研究や授業以外の業務を終えるのは不可能である。中学校でも、一人あたりの授業の持ち時数は小学校に比べ全体的に少ないものの、部活動や成績処理などの業務が大きな負担となり、時間外勤務を増長させている。また、全国学力学習状況調査やふくしま学力調査など、過度な競争を煽るみ育施策や人事評価制度による管理統制施策は、教員一人ひとりの個性や専門性を奪っている。県教委の「教職員の働き方改革の推進」最大の施策は、「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」である。しかし、「プランⅡ」は、時間外勤務の時間縮減にコンプライアンス(法令遵守)の姿勢で真剣に取り組む必要があるにもかかわらず、緊張感に欠ける内容であり、責任主体としての強い意志が感じられない。県総合教育計画の中にも明記されている「プランⅡ」を厳格化するともに、学校現場の実態を考慮した、具体的で実効性のある内容にする必要がある。まずは、2021年4月に改正された県教育委員会規則に明記された時間外勤務時間の上限(月 45時間 年360時間以内)を、市町村教委も徹底して遵守できるようにすることが先決である。そのためには業務を大幅に削減し、教員を増員しなければならない。併せて過度な競争を煽る教育施策や管理統制をやめるべきである。教員が時間的にも精神的にもゆとりがない中で、第7次総合教育計画が掲げる「教員の力、学校の力を最大化」することは不可能である。	より具体的な施策を検討することで、「教職員多忙化解消アクションプラン II 」をより実効性のあるものへと改定し、多忙化解
12	4	20	4		いない。 また、過重な進路指導、探究活動における外部団体との調整、ICT機器類の管理などへの視点が欠落している。	ご指摘の点について、「部活動の在り方の見直しを始めとした」と記載し、取り組むべき内容を例示したものであり、その他の状況を軽視する趣旨ではありません。 なお、文部科学省がまとめた「学校における働き方改革に関する研究対策」において、部活動は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」に分類された一方で、進路指導は、「教師の業務だが負担軽減が可能な業務」に分類されていることから、まずは部活動のあり方改革が最重要であると考えております。また、進路指導等においても、教員の負担軽減については引き続き検討する必要があると考えております。

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
13	4	20	34		校の特色化・魅力化はこれに反し、学校間格差を固定・是認し、普通教育を解体するものである。 市町村・市町村教委と一体的に取り組む「魅力化」は地方創生の観点からも支持できるが、県教委が決めた「特色」を学校に押しつけるような発想は、厳に慎むべきである。	普通科における特色化・魅力化については、生徒の進路希望に応じて、大学への進学指導を重点的に行う学校、進学や就職など多様な進路にきめ細かく対応できる学校、社会人として必要な基礎基本の定着に力を入れる学校など、普通科等設置校の役割を明確にし、生徒が自らの興味・関心、進路希望に応じて選択できるよう、各学校の更なる特色化を図るものです。今後も、学校の魅力化・特色化に努めてまいります。
14	4	20	35			ご指摘の点について、第6次総合教育計画は令和2年度で終了し、令和3年度は1年限りとして定めた「頑張る学校応援プラン」に基づく施策を実施していることから、令和4年度以降を対象とする第7次総合教育計画を早急に策定する必要があります。このため、令和6年度から令和10年度を対象とする後期計画の策定を待たずに策定いたします。 なお、後期実施計画は、改革計画期間の後半5年間の具体的な方向性をお示しすることとなりますが、策定に当たっては、県立高等学校改革基本計画に基づくとともに、総合教育計画の内容についても踏まえたものとしてまいります。
15	4	20	37	ルス2 【主な取組】 学校の特色化・魅力化 の推進	20ページ13行目には教育コース創設の意義について辛うじて触れられてはいるものの、 医学、保健・医療、福祉コースなどについては総合計画全体を見渡してみてもその意義 を説くものがなく、コース制導入の適時性を疑わせるものである。また、教育コースの創	コース制については、「県立高等学校改革前期実施計画」に基づき、普通科の特色化の一環としてを導入を進めています。その趣旨は、同一の進路希望を持つ生徒を対象とする教育プログラムと位置付け、授業や長期休業中において、体験学習、特別講座及び講演会等を実施するものであり、早期の進路選択を迫るものではなく、希望する職種についてより詳しく知ることで適切な進路選択を支援するものです。 高校生が教育コースなど各コースの体験学習等を通してその職種について深く知ることでその魅力ややりがいを伝えることができると考えております。
16	4	21	21	施策3 【主な取組】 地域で共に学び、共に 生きる共生社会の形成 に向けた特別支援教育 の充実		高等学校では、通級による指導の充実と特別支援学校との交流や共同学習を進めることで、共生社会の実現を目指した意識の醸成を図っております。 ご指摘を踏まえ、「高等学校における通級による指導」と「交流及び共同学習」の内容を分けて記載し、下記とおり修正いたします。 (修正案) p.21 21行目 県立高等学校における通級による指導の充実等により、特別な支援を必要とする生徒の卒業後の生活を見据えた適切な指導や必要な支援を実施するための体制の構築を進めます。また、高等学校と特別支援学校の併設校を中心に交流及び共同学習を進め、多様性を認め合う特色ある学校づくりを行います。

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
17	4	22	16	施策3 【主な取組】 家庭教育支援、家庭の 経済的支援の充実	この取り組みに賛成です。 子育てで忙しく、家庭教育の情報を集めるゆとりがない家庭も多いのではないかと思います。 PTAと連携して、良い情報を繰り返し伝える事で、家庭、PTA、学校みんなで児童の健やかな成長を応援できるのではないかと思います。	ご意見ありがとうございます。
18	4	22		施策4 福島で学び、福島に誇 りを持つことができる 「福島を生きる」教育を 推進する	に触れられているが、福島県は再生可能エネルギー先進県として注目されている。このきっかけは東日本大震災(中間整理案と異なり、原子力災害も含む意味で使用する)であり、福島県が立てた計画は前倒しで目標を達成している。国もパリ協定をふまえ、脱炭素社会の目標として、2030年、2050年の姿を明確にしている。今後の学問の全体を覆うテーマとして「環境」や「持続可能性」は欠かせないものであり、文理を超えた全学問領域にかかわってくる。福島県は、東日本大震災で大変な思いをしたが、その後の希望の一つには、再生可能エネルギー推進で日本社会全体、ひいては世界を牽引するということが考えられる。県有施設に太陽光パネルの設置が進められるも、県立学校には見られない。再生可能エネルギーについて、県民一丸となって学習、研究、推進を行っていくことがあってもいいのではないか、そこに福島ならではを見てとってもいいのではないかと考える。施策5は、計画中で最も「福島ならでは」を標榜するところと思うが、「学校と地域の連携・協働の推進」は文科省の政策をなぞるものであり、「福島イノベーショ	られない独自の取組であると考えます。再生可能エネルギーについても、本事業の一部として主な教育プログラムとして取組を進めています。 語り部の育成については、まずは教員の指導力の向上が重要となります。そのため、伝承館等における研修を実施し、指導のための知識や視点を学んだ上で、各校での指導にいかすようにします。生徒は、地域課題探究学習を通して語り部活動を行いますが、これまで全県的に取り組んできた探究学習のノウハウをいかすことで、スムーズに実施することができると考えています。また、各校の代表生徒による交流会を実施し、情報共有や語り部の披露を行い、各校の活動の充実に努めてまいります。
19	4	23	17	施策4 【主な取組】 震災の教訓の継承、福 島の今と未来の発信	震災の事実や教訓の継承・発信とあるが、どのような研修を想定しているのか。 広島・長崎・沖縄ではすべての子どもたちに悲惨な経験とともに平和の大切さを考えさせる取り組みを積み重ね「平和教育」と呼ばれるものをつくってきている。福島における震災教育も、そうあるべきではないか。	本事業は、地域課題探究学習を軸とした取組を想定しています。震災に関連する地域の課題を見つけ、それについて自ら考えることを通して、福島の過去、現在、未来について自分の言葉で語れる生徒を育成していく計画です。そのため、一律的な指導ではなく、学校が立地する地域や生徒個々の興味に応じて、伝承館での研修や地域の人材を活用しながら主体的に考えさせ、適切に指導していくことが「福島ならでは」の教育につながるものと考えております。
20	4	24	31	施策5 【主な取組】 地域に根ざした文化の 継承と活用	福島県の公文書資料館たる、福島県歴史資料館への言及がない。被災施設でもあり、海洋・漁業文化を伝承する役割を持つふくしま海洋科学館への言及もないのは不十分ではないか。	ご指摘の点について、「~東日本大震災・原子力災害伝承館 等」の記載にある「等」にその他施設が含まれると考えております。
21	4	25		施策6 【主な取組】 少人数教育の充実	少人数によるきめ細やかな指導体制、過疎・中山間地域における「極」少人数での学びの充実をかかげており、大いに歓迎したい。 一方で、高等学校では地域に必要とされている小規模校が統廃合の対象となっており、県教委の施策として矛盾している。地域との合意無き統廃合を中止するべきである。	小規模な高校の再編整備については、生徒の社会性を養うために、一定の集団規模の確保が必要であることから、魅力化を図りながら、統合を推進することとしております。 なお、県立高校における少人数教育については、高校改革を進める中にあっても、一定の教員数を確保しチーム・ティーチングや習熟度別学習など、生徒一人一人に目の行き届く教育環境の整備に努めてまいります。

No.	章	頁	行	該当項目	意見等の内容	対応案(県の考え方)
22	4	26		指標一覧 【児童生徒に関する指標】 全国学力・学習状況調 査の全国平均正答率と の比較値	全国平均を超えることを目標とするのは意味がない取り組み。 平均を下回る県は必ず出てくるので、永遠に終わらない。指標としてはいけない。	ご指摘の点について、平均値を指標とすることの難しさがあることは認識しておりますが、全国平均正答率との比較値は、児童生徒の学力向上を目指す各学校において比較・対象としやすいと考えられること、将来的な進路選択等においては一定程度全国との比較等も必要となることから、目安として設定しております。
23	4	29			現況値は7月の1週間の値を根拠にしたものである。教員の多忙状況に関する統計は、統計として実証性や説明責任が伴わないものである。80時間超をなくすのは、令和12年なのはなぜか。	ご指摘の点について、指標は平成29年度から実施している 勤務実態調査の結果であり、「教職員多忙化解消アクションプ ラン」の取組により、どの程度勤務時間に変化が見られるのか を調査時期も含め定点観測しているもので、意味のある指標で あると認識しております。 なお、80時間超を0%とする目標達成の時期については、 「教職員多忙化解消アクションプラン II 」の取組期間後である令 和6年度としております。目標値の欄に()で記載がありますが、誤解を招く可能性がありますので、下記のとおり修正いたします。 (修正案) 令和6年度達成を目指し、その後も80時間超0%維持及び4 5時間超の減少を目指す